

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 豊島区収納対策本部 第4回私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催日時		令和5年1月13日(金) 午前10時00分～11時00分
開催場所		本庁舎507会議室
議 題		1. 令和4年度 私債権等管理支援事業の進捗について 2. 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」の改正について 3. 第2回収納対策本部の資料について 4. 令和5年度 私債権等管理支援事業の委託について
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第6号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第6号に該当するため
出席者	委 員	会計管理室長(部会長・会計課長事務取扱)、収納推進担当課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長
	そ の 他	区民部長、国民健康保険課長
	事 務 局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		資料1 令和4年度 私債権等管理支援事業の進捗について 資料2 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」の改正に係るアンケート結果報告について 参考資料 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」について 資料3 令和4年度 私債権等管理支援事業の実施状況について 資料4 令和5年度 私債権等管理支援事業の委託について(案)

審 議 経 過

案件 1：令和 4 年度 私債権等管理支援事業の進捗について

(1) 案件の説明

資料 1 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

債権管理の弁護士への個別相談の件数で 12 月の生活福祉課の実績が 0 件なのは、どういう事情があるのか。

【事務局】

日程の都合で、12 月に支援の依頼ができず、1 月にずれ込んだためである。

【会計管理室長（部会長）】

個別相談の件数について、所管課に負担があることは承知しているが、当初の目標の 6 割は確保しなければならないと考えている。引き続き各課には協力をお願いしたい。

会計課も、全庁共通債権管理マニュアルの見直しを年度内に行うようにしたい。

(3) 結論

令和 4 年度 私債権等管理支援事業の進捗について一同了承。

案件 2：「豊島区の私債権等の管理に関する条例」の改正について

(1) 案件の説明

資料 2・参考資料について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

条例改正のアンケート結果では、改正の必要性は全員の意見が一致しているが、改正したことにより債権の整理が進むかについては意見が割れている。そのため、条例改正をする際の説明は難しいところである。

私債権等管理支援事業は 3 か年で実施する事業のため、3 年間の成果により条例改正の判断をするのも良いかと考えている。令和 5 年度も部会の中で引き続き検討を行い、議会に提案するかどうかを議論することとしたいが、いかがか。

【西部生活福祉課長】

このような条例改正の場合、年度の切り替えか 1 月 1 日施行のタイミングでの提案が一般的である。改正するならば、令和 5 年の第 4 回定例会か、令和 6 年の第 1 回定例会に提案することになるのではないか。

【会計管理室長（部会長）】

3 年間の取り組みの成果が見えてきたところで、改正の判断をすることとしたい。7 月の第 1 回収納対策本部において条例改正の検討状況を報告し、秋頃、条例改正の要否を判断するという流れにしたいと思う。

(3) 結論

「豊島区の私債権等の管理に関する条例」の改正については、令和 5 年度に部会で引き続き検討することを一同了承。

案件 3：第 2 回収納対策本部の資料について

(1) 案件の説明

資料 3 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

女性自立援助資金貸付金返還金の完納と債権放棄は、委託の成果として記載したものである。

【子育て支援課長】

特に債権放棄 3 件は、弁護士に相談したことによって債権放棄に繋がった。金額も 400 万円と大きく、子育て支援課にとって大きな助けとなった。

【会計管理室長（部会長）】

私債権等の約 9 割を占める生活保護費返還金について、今回の収納対策本部に資料を出すこともあり、対策がどうなっているのか質問が出るのが予想される。生活福祉課課長が前回の部会で説明した内容をまとめ直した資料になるが、西部生活福祉課長は、この内容でよいか。

【西部生活福祉課長】

廃止世帯の約半数が被保護者の死亡による廃止である。相続人を調査し、相続人に対して相続意思の確認をしているが、全く反応しない相続人も多い。相続放棄をしなければ、債務を相続していることになる。どこまで弁護士が相談に乗って対応できるのかということだと思う。

【事務局】

弁護士は相談には乗るが、債権管理を実施するのは職員である。死亡している債務者だと今後の対応は限定される。存命する債務者に的を絞る方が今後の対応について色々と助言ができると弁護士は言っている。死亡廃止を除いて扱うほうが委託としては効果的と考える。

【西部生活福祉課長】

生活保護廃止となった債務者の数を資料に載せると、全てが対象になるようにも見えるので、死亡が廃止の半数を占めていることを記載してほしい。

【会計管理室長（部会長）】

死亡による廃止の占める割合が大きいことは、資料に書いておいたほうが良いと思う。

生活保護受給世帯に比べて対応が手薄になっている廃止世帯を中心にやりたいというのは、生活福祉課長の考えであったと思うが。

【西部生活福祉課長】

廃止世帯は担当がない。受給中であれば、ケースワーカーが債務者と交渉することができるが、廃止になると接触する機会がなくなる。

【会計管理室長（部会長）】

それが課題であるという認識はあって良いと思う。廃止のうち約半分が死亡であることは資料に記載してもらいたい。死亡の場合は、相続放棄をしなければ相続人への催告になるので、より対応が難しくなることは本部で説明したい。その一方で、廃止について少し手を入れていかないといけないとも考えている。そうしないと、いつまでたっても何も解消しないことになってしまう。そういう問題意識で、令和5年度は対策に取り組んでいく、と生活福祉課長が本部で説明することになると思う。

本日、生活福祉課長は欠席のため、本部の前に生活福祉課長と部会長、事務局で本部への報告内容の打ち合わせを行う予定である。

徴収停止の見直しの部分については、現在は9割以上の債権が徴収停止に非該当だが、「豊島区債権管理方針」を改正することにより、どれくらい範囲が拡大するのかを追記したうえで本部資料とする。

【区民部長】

「豊島区債権管理方針」の改正により徴収停止の範囲は拡大するが、債権放棄をしていない段階で、債権の整理が進むという資料の書き方は問題ないのか。徴収停止だけで債権の整理と言えるのか確認したい。

【事務局】

徴収停止では債権が消滅したことにはならない。それでも法的な手続きを行い、徴収停止をすることで、債権管理を何もやっていないということではなく、適切な債権管理を実施しているということができる。その意味での債権の整理が進むということである。

【会計管理室長（部会長）】

毎年、会計課で作成している収入未済額一覧の資料に、徴収停止している債権の金額を記載すると良いかもしれない。収入未済額としては残ってはいるが、何も対応をしていないのではなく、徴収停止にした債権はその中でこれだけあるという見せ方である。

住宅課長の考えはどうか。

【住宅課長】

条例や債権管理方針を改正しても、煩雑な手続きは職員がやるため、債権の整理を進めるのは難しいというのが実情である。

【会計管理室長（部会長）】

債権管理に対する所管課の負担を減らせるようにはしたいが、なかなか難しいところである。

本部には生活保護廃止世帯の債権が多いことを説明し、令和5年度に廃止を中心に取り組んでいくことを報告するが、令和5年度に生活保護廃止世帯の個別検討を実施して、何を成果に残せるかという問題はある。債権の回収は容易ではないが、債権管理を放置するような状況はないようにしなければいけない。

(3) 結論

第2回収納対策本部の資料については、一部を修正することで一同了承。

案件4：令和5年度 私債権等管理支援事業の委託について

(1) 案件の説明

資料4について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

債権管理の弁護士への個別相談について、令和4年度の目標件数である年間1,200件は現実的に実行が無理なことが分かったので、令和5年度は半分の600件としたいが、いかがか。

【国民健康保険課長】

国民健康保険課は件数ありきで進めるのは厳しい。国外への出国など今後取るべき対応がパターン化しているので、同じ内容の弁護士回答が多くなっている。債権管理をやっていて困ったことがあった時に、その都度相談させてもらう形にしてほしい。

【会計管理室長（部会長）】

弁護士への相談で国民健康保険課は何を得られているのか。

【国民健康保険課長】

特に得られているものはないと担当から報告を受けている。効果はないということになる。債権管理をしやすいようにシステムを改修する話が進んだことは、この事業の成果であるが、弁護士相談に関してはないという認識である。

【区民部長】

弁護士に相談して、債権回収に繋がったような案件はないか。令和4年度は今までに国民健康保険課で108件の相談をしているようだが。

【国民健康保険課長】

特にないのが現状である。

【会計管理室長（部会長）】

債権管理の体制整備やマニュアル整備をしなければいけないということで、この部会で検討し、実際にやってきたが、この事業のアウトカムは何だったのかといった時に、収入未済額が減ったのかということ、子育て支援課で債権放棄があったことくらいしかないという状況である。政策としてどうだったのかは今後、考える必要がある。

徴収停止を見直し、その範囲を拡大する「豊島区債権管理方針」の改正はアウトカムの一つだと思う。債権管理マニュアルが各所管課で整備され、スキルアップのための研修を実施したこともアウトカムである。

令和5年度に事業報告書を作成し、本部に出して、事業の効果を確認する必要がある。それをもって事業終了になる。

国民健康保険の不当利得の債権で、国外に出国済みの案件の整理ができる良いと考えているが、実際に弁護士とどのようなやり取りになっているのか。

【事務局】

小額債権であり徴収停止にできるという助言をしている案件がある。他の所管課にも言えることだが、弁護士が助言をしても、マンパワーの問題もあり、実際に取り組めていないという印象がある。

【収納推進担当課長】

「豊島区債権管理方針」を改正する前の現行の金額でも、国民健康保険課は徴収停止に該当する案件があるので、実際に助言していると弁護士より報告を受けている。

【国民健康保険課長】

それは効果として出せるかもしれない。

とにかく来年度、件数ありきの個別相談というのは国民健康保険課としては困る。

【会計管理室長（部会長）】

令和5年度の個別相談の件数については、もう1回、部会を開催するか個別に打ち合わせを行って調整することとし、ここでの決定は見送りたい。

生活保護廃止世帯の個別検討はどうか。

【西部生活福祉課長】

行政情報公開・個人情報保護審議会の承認範囲を超えるので、ケース記録を弁護士が閲

覧する案は無理がある。

【収納推進担当課長】

個人情報保護審議会では債務者との交渉記録は委託の対象としている。

【西部生活福祉課長】

ケース記録には債権の徴収とは全く関係ないことが多く記載されている。

【事務局】

私債権等管理台帳の交渉記録は個人情報保護審議会の承認を得ている。生活福祉課及び西部生活福祉課の場合、私債権等管理台帳のうち債権金額や収納状況などはシステムで管理し、債務者との交渉記録はケース記録で管理している。個人情報保護審議会の承認の範囲内だと考えている。

【西部生活福祉課長】

ケース記録はかなりの分量がある。1か月で8件も処理できるのか。

【事務局】

交渉記録を見ないと、今後の方針を決定できない。返還決定の原議だけでは、弁護士は判断できない。

【西部生活福祉課長】

病状や成育歴まで書いてあるので、弁護士に見せることに不安がある。

【会計管理室長（部会長）】

この案件についても、個別に協議することとしたい。結果は、再度部会を開催するか、資料を各部会員に送付する形で報告したい。

【住宅課長】

せっかく法律事務所に委託するならば、債権管理の一部を実際にやってもらうことは難しいのか。例えば、相続人の調査など。

【事務局】

送付文書の案を提示するくらいならできるかもしれないが、実際にやってもらうのは委託の事業スキームが大きく変わるため難しいと思う。

【収納推進担当課長】

個人情報保護審議会で諮った内容と大きく変わってしまうので、難しい。

【会計管理室長（部会長）】

せっかく委託しているので、個人情報保護審議会で諮った内容の範囲内で、できることがあればやっていきたい。

(3) 結論

令和 5 年度私債権等管理支援事業の委託については、一部を個別に協議し報告することで一同了承。

【会計管理室長（部会長）】

1 月 27 日の収納対策本部に、各部会員は出席をお願いする。

以上をもって第 4 回私債権等検討部会を終了する。